

宇和島市戸籍振り仮名記載支援業務委託共通仕様書

1 目的

戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 48 号。以下「改正法」という。）の施行により令和 7 年 5 月 26 日から実施される戸籍への氏名の振り仮名記載（以下、「振り仮名記載制度」という。）について、振り仮名記載制度の円滑な実施を目的とし、宇和島市（以下「甲」という。）から受託候補者（以下「乙」という。）に対し環境の整備及び労働者の派遣について委託する。

2 業務委託期間

契約締結日から令和 7 年 10 月 10 日まで

ただし、業務の進捗状況、その他の事情により、甲乙協議のうえで委託期間を延長または変更することができる。

3 業務の概要

振り仮名記載制度については、改正法の施行日である令和 7 年 5 月 26 日（以下、「施行日」という。）から 1 年間、窓口等にて氏及び名の振り仮名の届出を受付する事となっている。

甲の年間の戸籍処理件数に匹敵する件数の届出を想定しており、さらに仮の振り仮名の通知文書の発送直後に届出・問い合わせが集中することが予想されることから、以下に掲げる業務について乙に委託するものである。

- ① 振り仮名記載に係る環境整備業務
- ② 振り仮名記載に係る人材派遣業務

4 基本情報

本業務を取扱う上での前提となる基本情報は以下のとおりである。

- ① 本市の本籍数、本籍人口数（令和 6 年 12 月末現在）
本籍数：47,302
本籍人口：104,150
- ② 本市の人口、世帯数（令和 6 年 12 月末現在）
人口：66,275
世帯数：34,236

③仮の振り仮名通知文書の発送スケジュール（案）

回数	発送日	印刷用 データ提供日	引抜き対象者 通知日	郵便局 引渡し日	発送通数	引抜き件数
1	R7.6.2（月）	R7.5.19（月）	R7.5.26（月）	R7.5.29（木）	約 3,800 通	発送回毎に 50-100 件
2	R7.6.6（金）	R7.5.23（金）	R7.5.30（金）	R7.6.4（水）	約 3,600 通	
3	R7.6.11（水）	R7.5.28（水）	R7.6.4（水）	R7.6.9（月）	約 3,600 通	
4	R7.6.16（月）	R7.6.2（月）	R7.6.9（月）	R7.6.12（木）	約 3,600 通	
5	R7.6.20（金）	R7.6.6（金）	R7.6.13（金）	R7.6.18（水）	約 3,600 通	
6	R7.6.25（水）	R7.6.11（水）	R7.6.18（水）	R7.6.23（月）	約 3,600 通	
7	R7.6.30（月）	R7.6.16（月）	R7.6.23（月）	R7.6.26（木）	約 3,600 通	
8	R7.7.4（金）	R7.6.20（金）	R7.6.27（金）	R7.7.2（水）	約 3,600 通	
9	R7.7.9（水）	R7.6.24（火）	R7.7.2（水）	R7.7.7（月）	約 3,600 通	
10	R7.7.14（月）	R7.6.30（月）	R7.7.7（月）	R7.7.10（木）	約 3,600 通	
11	R7.7.18（金）	R7.7.4（金）	R7.7.11（金）	R7.7.16（水）	約 3,600 通	
12	R7.7.23（水）	R7.7.9（水）	R7.7.16（水）	R7.7.18（金）	約 3,600 通	
13	R7.7.28（月）	R7.7.14（月）	R7.7.18（金）	R7.7.24（木）	約 3,600 通	
※	R7.7.28（月）				※差替え発送分	

④ 想定される届出件数

氏の届出件数： 1, 5 0 0 件

名の届出件数： 3, 0 0 0 件

合 計： 4, 5 0 0 件

※業務委託期間内の届出件数

氏の届出件数： 9 0 0 件

名の届出件数： 1, 8 0 0 件

合 計： 2, 7 0 0 件

（届出方法別内訳：窓口 60%、郵送：10%、マイナポータル：15%、
他自治体での届出：15%）

5 制度改正等に伴う仕様の変更

業務委託の内容において、制度改正や取扱い方法の変更（関係法令や規定の改正等による取扱い方法の変更）等により、仕様の変更が生じる場合は、本市と受託者は協議の上、合理的な範囲で取扱い及び仕様を変更するものとする。

6 個人情報の取扱い

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び、宇和島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 28 号）及びその他関係法令並びに別紙の個人情報の取扱いに関する特記仕様書に基づき、適正に管理し取り扱うこと。

7 その他

- (1) 各業務の概要・甲の意図を十分に考慮の上、業務の適正な遂行にあたること。
- (2) 各業務の確実に遂行できるスケジュール・体制の構築を図ること。
- (3) 乙は、甲の信用を失墜させる行為を行ってはいけない。
- (4) 本仕様書に記載していない事項または、疑義が生じた事項については、甲乙が協議の上決定する。